独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社福井銀行	コード	8362
提出日	2021/6/1	異動（予定）日	2021/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外取締役の選任（3名再任）議案が付議されることが予定され、あわせて、属性内容の変更があるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	内上　和博	社外取締役	○													○		有
2	南保　勝	社外取締役	○	△											○		訂正・変更	有
3	三屋　裕子	社外取締役	○													○		有
4																		
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		当行は指名委員会等設置会社であり、内上氏は、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役であります。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ５.（３）の２に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当行が制定した「社外取締役候補者選任基準」により選任されていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	a.昭和59年4月から平成12年9月まで当行の子会社に勤務。その後当行に勤務し平成13年3月に退職。 l.現在同氏が教授を務める公立大学法人福井県立大学に対し、当行は前期に50万円の寄付を行っております。	当行は指名委員会等設置会社であり、南保氏は、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役であります。なお、南保氏は当行及び当行子会社に勤務経験がありますが、退職後20年が経過しており、独立性に影響を与えるものではありません。また、当行は同氏が教授を務める公立大学法人福井県立大学に前期に50万円の寄付を行っておりますが、これは、当行が学術研究支援と地域貢献のために福井県内の大学に毎年寄付を行っている一環であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
3		当行は指名委員会等設置会社であり、三屋氏は、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役であります。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ５.（３）の２に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当行が制定した「社外取締役候補者選任基準」により選任されていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
4		
5		

4．補足説明

「社外取締役の独立性に関する基準」について、当行は次のように「社外取締役候補者選任基準」を設けております。
指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。
（１）経営者としての豊富な経験を有すること、又は法律、会計、財務若しくは経済等の職業的専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること
（２）会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
① 当行を主要な取引先とするもの(＊１)又はその業務執行者(＊２)
② 当行の主要な取引先(＊３)又はその業務執行者
③ 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(＊４)
④ 当行主要株主(＊５)（主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
⑤ 上記①から④に掲げる者の近親者(＊６)
⑥ 当行又はその子会社の業務執行者の近親者
⑦ 過去１年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者
（３）社外取締役として相応しい人格・識見を有すること
（４）社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと
（注）
（＊１)当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10%を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の１%を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
（＊２)業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。
（＊３)当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10%を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の１%を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
（＊４)当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、
当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。
（＊５)当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
（＊６)近親者とは、２親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２ 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４ a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５ 独立役員の選任理由を記載してください。